

[事業者の皆様へ]

■平成25年7月1日から

草加市土砂条例が施行されました■

平成25年7月1日から「草加市土砂等の堆積の規制に関する条例」いわゆる『土砂条例』が施行されます。この条例は無秩序な土砂等の堆積を防止し、市民生活の安全の確保及び生活環境の保全に寄与することを目的としています。

### 【規制の概要】

#### ■規制の対象となる堆積と堆積物について

規制される堆積とは土砂等を用いて土地を埋め立てたり、盛土を行う行為やストックヤードにおいて土砂等を堆積する行為を対象とし、また土砂等とは土砂、岩石、原材料としての砂利、碎石等を指します。ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する廃棄物は規制対象外です。

#### ■許可が必要な対象面積

土砂等の堆積を行う土地の面積（堆積部分）が500平方メートル以上ある場合、許可申請が必要となります。ただし、埼玉県のと土砂条例で許可対象となっている堆積については市への申請は不要です。

また、草加市開発事業等の手続及び基準等に関する条例に規定する事前協議書を締結した開発事業や農地改良の目的で行う土砂等の堆積など、許可申請が不要な場合がありますので詳細についてはお問い合わせください。

#### ■許可基準

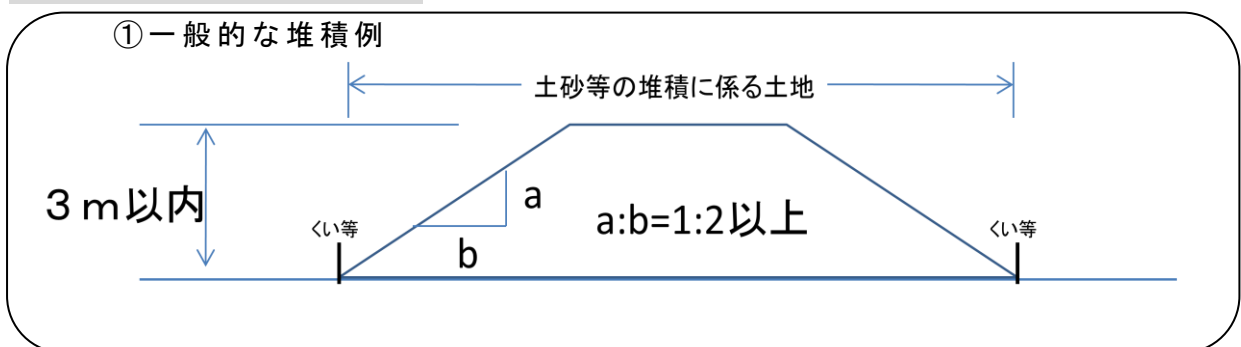
許可の基準は、次のとおりです。なお、この基準は許可を必要としない堆積（500平方メートル未満の堆積やその他の許可申請が不要な堆積など）についても適用されます。

ア.高さと勾配

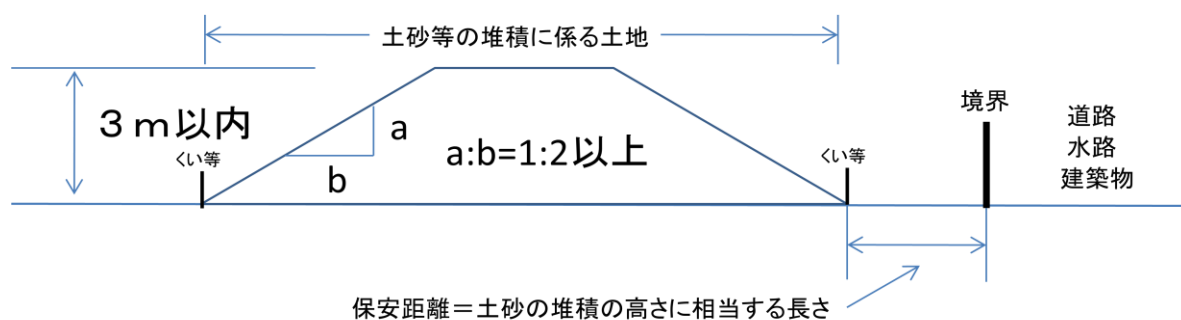
○土砂等の高さは3メートル以内（ただし例外規定あり。裏面参照）

○法面は、垂直1メートルに対する水平距離が2メートル以下の勾配のりめん

#### 土砂等の堆積の標準断面図



②周囲に道路、水路又は建築の用に供する土地がある場合



イ 排水施設、防護壁その他の施設

○雨水排水のため、U字溝もしくは素掘側溝等の排水施設を設置すること。

○三方向以上が十分に強固な防護壁で囲まれ、崩壊による周辺住民への危険が生じず、かつ土砂の堆積が防護壁を超えないことが明らかであるときは、高さ等の基準は適用しません。※構造計算書などが必要です。

■定期報告

許可事業者は、3か月ごとに搬入した土砂等の採取場所及び数量、許可に係る土砂等の堆積の高さ、堆積量を市長に報告しなければなりません。

■措置命令

許可事業者が許可を受けた土砂等の堆積に関する事項に従って堆積を行っていないとき、市長は期限を定めて改善に必要な措置を命じることができます。

■罰則

条例に違反した場合、主なものとして次のような罰則があります。

○許可を受けずに堆積を行った者

→ 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金

○措置命令に従わなかった者

→ 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金

■経過措置

この条例の施行の際に既に土砂等の堆積を行っている場合、

平成25年9月30日までは、引き続き土砂等の堆積を行うことができますが、同年10月1日からは、本条例に則った許可申請等が必要ですのでご注意ください。

お問い合わせ：草加市市民生活部環境課公害対策係  
電話 048-922-1520